

- 2 前項の規定により職員を降格させる場合には、当該職員の人事評価の結果または勤務成績を判定するに足りると認められる事実に基づき、その職務の級より下位の職務の級に分類されている職務を遂行することが可能であると認められなければならない。
- 3 職員から書面による同意を得た場合には、第1項の規定により当該職員を降格させることができる。第17条の次に次の1条を加える。

(降格の場合の号給の決定)

第17条の2 職員を降格させた場合におけるその者の号給は、その者に適用される給料表の別に応じ、かつ、降格した日の前日に受けていた号給に対応する別表第7の2に定める降格時号給対応表の降格後の号給欄に定める号給とする。

- 2 職員を降格させた場合で当該降格が2級以上下位の職務の級への降格であるときにおける前項の規定の適用については、それぞれ1級下位の職務の級への降格が順次行われたものとして取り扱うものとする。

- 3 前2項の規定により職員の号給を決定することが著しく不適当であると認められる場合には、前項の規定にかかわらず、あらかじめ市長の承認を得てその者の号給を決定することができる。この場合において、当該号給は、当該職員が降格した日の前日に受けていた給料月額に達しない額の号給でなければならない。

第20条第3項中「第17条」を「第17条の2」に改める。

別表第7の2を別表第7の3とし、別表第7の次に次の表を加える。

別表第7の2 降格時号給対応表(第17条の2関係)

イ 一般行政職給料表降格時号給対応表

降格した日の前日に受けていた号給	降格時の号給					
	1級	2級	3級	4級	5級	6級
1	33	17	17	9	9	13
2	33	18	18	10	10	14
3	33	19	19	11	11	15
4	34	20	20	12	12	16
5	35	21	21	13	13	17
6	36	22	22	14	14	18
7	37	23	23	15	15	19
8	39	24	24	16	16	20

9	40	25	25	17	17	21
10	42	26	26	18	18	22
11	43	27	27	19	19	23
12	44	28	28	20	20	24
13	45	29	29	21	21	25
14	46	30	30	22	22	26
15	47	31	31	23	23	27
16	48	32	32	24	24	28
17	49	33	33	25	25	29
18	50	34	34	26	26	30
19	51	35	35	27	27	31
20	52	36	36	28	28	32
21	53	37	37	29	29	34
22	54	38	38	30	30	36
23	55	39	39	31	31	38
24	56	40	40	32	32	40
25	58	41	41	33	33	42
26	60	42	42	34	34	44
27	62	43	43	35	35	46
28	64	44	44	36	36	48
29	66	45	45	37	37	52
30	68	46	46	38	38	56
31	70	47	47	39	39	67
32	72	48	48	40	40	80
33	74	49	49	41	41	82
34	76	50	50	42	42	84
35	78	51	51	43	43	85
36	80	52	52	44	44	85
37	82	53	53	45	45	85
38	84	54	54	46	46	85
39	86	55	55	47	47	85
40	88	56	56	48	48	85
41	90	58	57	49	50	85
42	92	60	58	50	52	85
43	93	62	59	51	54	85
44	93	64	60	52	56	85
45	93	66	63	53	58	85
46	93	68	66	54	60	85
47	93	70	69	55	62	85
48	93	72	72	56	64	85
49	93	76	75	57	66	85
50	93	80	78	58	76	85
51	93	84	81	59	88	85
52	93	88	84	60	92	85
53	93	93	88	61	93	85
54	93	98	92	62	93	85
55	93	103	97	63	93	85

56	93	109	102	64	93	85
57	93	115	107	65	93	85
58	93	121	112	66	93	85
59	93	125	113	67	93	85
60	93	125	113	68	93	85
61	93	125	113	69	93	85
62	93	125	113	70	93	
63	93	125	113	71	93	
64	93	125	113	72	93	
65	93	125	113	73	93	
66	93	125	113	74	93	
67	93	125	113	75	93	
68	93	125	113	80	93	
69	93	125	113	85	93	
70	93	125	113	88	93	
71	93	125	113	89	93	
72	93	125	113	90	93	
73	93	125	113	91	93	
74	93	125	113	92	93	
75	93	125	113	93	93	
76	93	125	113	93	93	
77	93	125	113	93	93	
78	93	125	113	93	93	
79	93	125	113	93	93	
80	93	125	113	93	93	
81	93	125	113	93	93	
82	93	125	113	93	93	
83	93	125	113	93	93	
84	93	125	113	93	93	
85	93	125	113	93	93	
86	93	125	113	93	93	
87	93	125	113	93	93	
88	93	125	113	93	93	
89	93	125	113	93	93	
90	93	125	113	93		
91	93	125	113	93		
92	93	125	113	93		
93	93	125	113	93		
94	93	125	113	93		
95	93	125	113	93		
96	93	125	113	93		
97	93	125	113	93		
98	93	125		93		
99	93	125		93		
100	93	125		93		
101	93	125		93		
102	93	125				

103	93	125				
104	93	125				
105	93	125				
106	93	125				
107	93	125				
108	93	125				
109	93	125				
110	93	125				
111	93	125				
112	93	125				
113	93	125				
114	93					
115	93					
116	93					
117	93					
118	93					
119	93					
120	93					
121	93					
122	93					
123	93					
124	93					
125	93					

ロ 教育職給料表降格時号給対応表

降格した日の 前日に受けて いた号給	降格時の号給		
	1級	2級	3級
1	9	45	57
2	10	46	58
3	10	47	59
4	11	48	60
5	12	49	61
6	13	50	62
7	14	51	63
8	15	52	64
9	16	53	65
10	17	54	66
11	18	55	67
12	19	56	68
13	20	57	69
14	21	58	70
15	23	59	71
16	24	60	72
17	25	61	73
18	26	62	74
19	27	63	75
20	28	64	80

21	29	65	85
22	30	66	90
23	31	67	93
24	32	68	93
25	33	69	93
26	34	70	93
27	35	71	93
28	36	72	93
29	37	73	93
30	38	74	93
31	39	75	93
32	40	76	93
33	41	77	93
34	42	78	93
35	43	79	93
36	44	80	93
37	45	81	93
38	46	82	
39	47	83	
40	48	84	
41	50	85	
42	52	86	
43	54	87	
44	56	88	
45	59	89	
46	62	90	
47	65	91	
48	68	92	
49	69	93	
50	70	94	
51	71	95	
52	72	96	
53	74	97	
54	76	98	
55	78	99	
56	80	100	
57	82	101	
58	84	102	
59	86	103	
60	88	104	
61	91	105	
62	94	106	
63	97	107	
64	100	108	
65	107	109	
66	114	110	
67	121	111	

68	125	112	
69	125	114	
70	125	116	
71	125	118	
72	125	120	
73	125	122	
74	125	124	
75	125	126	
76	125	128	
77	125	130	
78	125	134	
79	125	138	
80	125	153	
81	125	157	
82	125	157	
83	125	157	
84	125	157	
85	125	157	
86	125	157	
87	125	157	
88	125	157	
89	125	157	
90	125	157	
91	125	157	
92	125	157	
93	125	157	
94	125		
95	125		
96	125		
97	125		
98	125		
99	125		
100	125		
101	125		
102	125		
103	125		
104	125		
105	125		
106	125		
107	125		
108	125		
109	125		
110	125		
111	125		
112	125		
113	125		
114	125		

115	125		
116	125		
117	125		
118	125		
119	125		
120	125		
121	125		
122	125		
123	125		
124	125		
125	125		
126	125		
127	125		
128	125		
129	125		
130	125		
131	125		
132	125		
133	125		
134	125		
135	125		
136	125		
137	125		
138	125		
139	125		
140	125		
141	125		
142	125		
143	125		
144	125		
145	125		
146	125		
147	125		
148	125		
149	125		
150	125		
151	125		
152	125		
153	125		
154	125		
155	125		
156	125		
157	125		

ハ 医療職給料表(1)降格時号給対応表

降格した 日の前日 に受けて いた号給	降格時の号給				
	1級	2級	3級	4級	5級
1	21	17	13	17	17
2	22	18	14	18	18
3	23	19	15	19	19
4	24	20	16	20	20
5	25	21	17	21	21
6	26	22	18	22	22
7	27	23	19	23	23
8	28	24	20	24	24
9	29	25	21	25	25
10	30	26	22	26	26
11	31	27	23	27	27
12	32	28	24	28	28
13	33	29	25	29	29
14	34	30	26	30	30
15	35	31	27	31	31
16	36	32	28	32	32
17	37	33	29	33	33
18	38	34	30	34	34
19	39	35	31	35	35
20	40	36	32	36	36
21	41	37	33	37	37
22	42	38	34	38	38
23	43	39	35	39	39
24	44	40	36	40	40
25	45	41	37	41	41
26	46	42	38	42	42
27	47	43	39	43	43
28	48	44	40	44	44
29	50	45	41	45	45
30	52	46	42	46	46
31	54	47	43	47	47
32	56	48	44	48	48
33	58	49	45	50	50
34	60	50	46	52	52
35	62	51	47	54	54
36	64	52	48	56	56
37	65	53	49	57	59
38	66	54	50	58	62
39	67	55	51	59	65
40	68	56	52	60	69
41	71	57	53	63	73
42	74	58	54	66	77

43	77	59	55	69	81
44	80	60	56	72	85
45	82	61	57	76	85
46	84	62	58	80	85
47	85	63	59	84	85
48	85	64	60	90	85
49	85	65	61	96	85
50	85	66	62	102	85
51	85	67	63	105	85
52	85	68	64	105	85
53	85	70	65	105	85
54	85	72	66	105	85
55	85	74	67	105	85
56	85	76	68	105	85
57	85	78	69	105	85
58	85	80	70	105	85
59	85	82	71	105	85
60	85	84	72	105	85
61	85	91	74	105	85
62	85	98	76	105	85
63	85	105	78	105	85
64	85	105	80	105	85
65	85	105	82	105	85
66	85	105	84	105	
67	85	105	86	105	
68	85	105	88	105	
69	85	105	89	105	
70	85	105	90	105	
71	85	105	91	105	
72	85	105	92	105	
73	85	105	94	105	
74	85	105	113	105	
75	85	105	113	105	
76	85	105	113	105	
77	85	105	113	105	
78	85	105	113	105	
79	85	105	113	105	
80	85	105	113	105	
81	85	105	113	105	
82	85	105	113	105	
83	85	105	113	105	
84	85	105	113	105	
85	85	105	113	105	
86	85	105	113		
87	85	105	113		
88	85	105	113		
89	85	105	113		

90	85	105	113		
91	85	105	113		
92	85	105	113		
93	85	105	113		
94	85	105	113		
95	85	105	113		
96	85	105	113		
97	85	105	113		
98	85	105	113		
99	85	105	113		
100	85	105	113		
101	85	105	113		
102	85	105	113		
103	85	105	113		
104	85	105	113		
105	85	105	113		
106		105			
107		105			
108		105			
109		105			
110		105			
111		105			
112		105			
113		105			

ニ 医療職給料表(2)降格時号給対応表

降格した 日の前日 に受けて いた号給	降格時の号給				
	1級	2級	3級	4級	5級
1	17	25	13	17	21
2	17	26	14	18	22
3	17	27	15	19	23
4	18	28	16	20	24
5	19	29	17	21	25
6	20	30	18	22	26
7	21	31	19	23	27
8	22	32	20	24	28
9	23	33	21	25	29
10	24	34	22	26	30
11	26	35	23	27	31
12	27	36	24	28	32
13	28	37	25	29	33
14	29	38	26	30	34
15	31	39	27	31	35
16	32	40	28	32	36
17	33	41	29	33	37
18	34	42	30	34	38

19	35	43	31	35	39
20	36	44	32	36	40
21	37	45	33	37	41
22	38	46	34	38	42
23	39	47	35	39	43
24	40	48	36	40	44
25	41	49	37	41	45
26	42	50	38	42	46
27	43	51	39	43	47
28	44	52	40	44	48
29	45	53	41	45	50
30	46	54	42	46	52
31	47	55	43	47	54
32	48	56	44	48	56
33	49	57	45	49	58
34	50	58	46	50	60
35	51	59	47	51	62
36	52	60	48	52	64
37	53	61	49	53	66
38	54	62	50	54	68
39	55	63	51	55	70
40	56	64	52	56	72
41	57	65	53	57	78
42	58	66	54	58	84
43	59	67	55	59	90
44	60	68	56	60	93
45	61	69	57	61	93
46	62	70	58	62	93
47	63	71	59	63	93
48	64	72	60	64	93
49	65	73	61	65	93
50	66	74	62	66	93
51	67	75	63	67	93
52	68	76	64	68	93
53	69	77	65	70	93
54	70	78	66	72	93
55	71	79	67	74	93
56	72	80	68	76	93
57	73	81	69	77	93
58	74	82	70	78	93
59	75	83	71	79	93
60	76	84	72	80	93
61	77	85	73	82	93
62	78	86	74	84	93
63	79	87	75	86	93
64	80	88	76	88	93
65	82	89	77	90	93

66	84	90	78	92	93
67	86	91	79	94	93
68	88	92	80	98	93
69	89	93	81	102	93
70	90	94	82	106	
71	91	95	83	110	
72	92	96	84	112	
73	94	97	85	113	
74	96	98	86	113	
75	98	99	87	113	
76	100	100	88	113	
77	102	101	89	113	
78	104	102	90	113	
79	106	103	91	113	
80	108	104	92	113	
81	112	107	93	113	
82	116	110	94	113	
83	120	113	95	113	
84	124	116	96	113	
85	127	120	98	113	
86	130	124	100	113	
87	133	128	102	113	
88	136	132	104	113	
89	140	135	105	113	
90	144	140	106	113	
91	148	145	107	113	
92	152	150	110	113	
93	156	153	113	113	
94	160	153	116		
95	164	153	119		
96	168	153	122		
97	169	153	125		
98	169	153	125		
99	169	153	125		
100	169	153	125		
101	169	153	125		
102	169	153	125		
103	169	153	125		
104	169	153	125		
105	169	153	125		
106	169	153	125		
107	169	153	125		
108	169	153	125		
109	169	153	125		
110	169	153	125		
111	169	153	125		
112	169	153	125		

113	169	153	125		
114	169	153			
115	169	153			
116	169	153			
117	169	153			
118	169	153			
119	169	153			
120	169	153			
121	169	153			
122	169	153			
123	169	153			
124	169	153			
125	169	153			
126	169				
127	169				
128	169				
129	169				
130	169				
131	169				
132	169				
133	169				
134	169				
135	169				
136	169				
137	169				
138	169				
139	169				
140	169				
141	169				
142	169				
143	169				
144	169				
145	169				
146	169				
147	169				
148	169				
149	169				
150	169				
151	169				
152	169				
153	169				

2	26	26	10	6	6
3	27	27	11	7	7
4	28	28	12	8	8
5	29	29	13	9	9
6	30	30	14	10	10
7	31	31	15	11	11
8	32	32	16	12	12
9	33	33	17	13	13
10	34	34	18	14	14
11	35	35	19	15	15
12	36	36	20	16	16
13	37	37	21	17	17
14	38	38	22	18	18
15	39	39	23	19	19
16	40	40	24	20	20
17	41	41	25	21	21
18	42	42	26	22	22
19	43	43	27	23	23
20	44	44	28	24	24
21	46	45	29	25	25
22	48	46	30	26	26
23	50	47	31	27	27
24	52	48	32	28	28
25	53	49	33	29	29
26	54	50	34	30	30
27	55	51	35	31	31
28	56	52	36	32	32
29	58	53	37	33	33
30	60	54	38	34	34
31	62	55	39	35	35
32	64	56	40	36	36
33	66	57	42	37	37
34	68	58	44	38	38
35	70	59	46	39	39
36	72	60	48	40	40
37	73	61	49	41	41
38	74	62	50	42	42
39	75	63	51	43	43
40	76	64	52	44	44
41	78	65	55	45	45
42	80	66	58	46	46
43	82	67	61	47	47
44	84	68	64	48	48
45	85	69	69	49	49
46	86	70	74	50	50
47	87	71	81	51	51
48	88	72	88	52	52

ホ 幼児教育職給料表降格時号給対応表

降格した 日の前日 に受けて いた号給	降格時の号給				
	1級	2級	3級	4級	5級
1	25	25	9	5	5

49	91	73	93	53	54
50	94	74	93	54	56
51	97	75	93	55	58
52	100	76	93	56	60
53	103	77	93	57	62
54	106	78	93	58	64
55	109	79	93	59	66
56	112	80	93	60	68
57	117	82	93	61	71
58	122	84	93	62	74
59	127	86	93	63	77
60	132	88	93	64	80
61	139	90	93	65	83
62	146	92	93	66	86
63	153	94	93	67	89
64	153	96	93	68	89
65	153	98	93	69	89
66	153	100	93	70	89
67	153	102	93	71	89
68	153	121	93	72	89
69	153	121	93	75	89
70	153	121	93	78	89
71	153	121	93	81	89
72	153	121	93	84	89
73	153	121	93	87	89
74	153	121	93	90	89
75	153	121	93	93	89
76	153	121	93	93	89
77	153	121	93	93	89
78	153	121	93	93	89
79	153	121	93	93	89
80	153	121	93	93	89
81	153	121	93	93	89
82	153	121	93	93	89
83	153	121	93	93	89
84	153	121	93	93	89
85	153	121	93	93	89
86	153	121	93	93	89
87	153	121	93	93	89
88	153	121	93	93	89
89	153	121	93	93	89
90	153	121	93		
91	153	121	93		
92	153	121	93		
93	153	121	93		
94	153				
95	153				

96	153				
97	153				
98	153				
99	153				
100	153				
101	153				
102	153				
103	153				
104	153				
105	153				
106	153				
107	153				
108	153				
109	153				
110	153				
111	153				
112	153				
113	153				
114	153				
115	153				
116	153				
117	153				
118	153				
119	153				
120	153				
121	153				

付 則

(施行期日)

- 1 この規則は、令和3年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則による改正後の草津市職員の初任給、昇格、昇給等に関する規則の規定は、施行の日以後に発令する降格について適用し、同日前に発令した降格については、なお従前の例による。

(令和3年3月25日揭示済み)

草津市住居表示に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和3年3月26日

草津市長 橋 川 渉

草津市規則第16号

草津市住居表示に関する条例施行規則の一部を改正する規則

草津市住居表示に関する条例施行規則（昭和39年草津市規則第8号）の一部を次のように改正する。

別記様式を次のように改める。

別記様式（第3条関係）

草津市長 宛 建物新築届

届出人	住所 (所在地)	〒
	氏名 (事業所および 世帯者名)	
	連絡先	

次のとおり建物(工作物)を荷渡したので草津市の住居表示に関する条例第3条第1項の規定により届け出ます。

氏名または名称	
建物の種類	
当該建物の所在する敷地の地番	草津市 町 丁目 番地

添付書類 (コピー可)	<input type="checkbox"/> 地図	物件の位置を示す地図
	<input type="checkbox"/> 平面図	建築平面図(出入口、玄関明示)
	<input type="checkbox"/> 配置図	敷地の形状、建物の位置を表す図面
	<input type="checkbox"/> 地番確認資料	建築確認書・公図、地積測量図 など
備考		

付 則

この規則は、令和3年4月1日から施行する。

(令和3年3月26日揭示済み)

草津市健康診査受診料徴収規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和3年3月26日

草津市長 橋川 渉

草津市規則第17号

草津市健康診査受診料徴収規則の一部を改正する規則

草津市健康診査受診料徴収規則（昭和58年草津市規則第37号）の一部を次のように改正する。

別表肝炎ウイルス検診の部集団検診方式（B型およびC型）の項の次に次のように加える。

集団検診方式（B型のみ）

100円

別記様式第1号中「㊟」を削る。

付 則

この規則は、令和3年4月1日から施行する。

(令和3年3月26日揭示済み)

草津市附属機関運営規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和3年3月26日

草津市長 橋川 渉

草津市規則第18号

草津市附属機関運営規則の一部を改正する規則

草津市附属機関運営規則（平成25年草津市条例第3号）の一部を次のように改正する。

別表第1草津市まち・ひと・しごと創生総合戦略審議会の項中「公募市民」を「草津市市民参加条例（平成24年草津市条例第21号）第8条の公募により選考する市民（以下「公募市民」という。）」に改め、同表草津市行政システム改革推進委員会の項中「草津市行政システム改革推進委員会」を「草津市行政経営改革推進委員会」に、

- (2) 地縁団体から選出された者
- (3) 市民公益活動団体から選出された者
- (4) 市内の事業者から選出された者
- (5) その他市長が必要と認める者

」を

- (2) 公募市民
- (3) 地縁団体から選出された者
- (4) 市民公益活動団体から選出された者
- (5) 市内の事業者から選出された者
- (6) その他市長が必要と認める者

」に

改め、同表草津市協働のまちづくり・市民参加推進評価委員会の項中「草津市市民参加条例（平成24年草津市条例第21号）第8条の公募により選考する市民（以

下「公募市民」という。)」を「公募市民」に改める。

付 則

(施行期日)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。ただし、別表第1草津市行政システム改革推進委員会の項の改正規定は、令和3年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の際現に改正前の草津市附属機関運営規則の規定により草津市行政システム改革推進委員会の委員に委嘱されている者は、施行日において改正後の草津市附属機関運営規則（以下「改正後の規則」という。）の規定により草津市行政経営改革推進委員会の委員に委嘱されたものとみなす。

(任期の特例)

- 3 前項の規定により草津市行政経営改革推進委員会の委員に委嘱されたものとみなされる委員の任期は、改正後の規則第3条第1項の規定にかかわらず、令和3年5月31日までとする。

(令和3年3月26日揭示済み)

草津市規則で定める申請書等の押印の特例に関する規則をここに公布する。

令和3年3月26日

草津市長 橋 川 渉

草津市規則第19号

草津市規則で定める申請書等の押印の特例に関する規則

(趣旨)

- 第1条 この規則は、行政手続の簡素化を推進することにより、市民の負担の軽減および利便性の向上を図るため、草津市規則で定める申請書、申込書、届出書その他の書類（以下「申請書等」という。）への押印の特例に関し必要な事項を定めるものとする。

(押印の義務付けの廃止)

- 第2条 草津市規則で定める申請書等のうち、市長が別に定めるものについては、当該規則の規定にか

わらず、押印の義務付けを廃止するものとする。

付 則

この規則は、令和3年4月1日から施行する。

(令和3年3月26日揭示済み)

職員のサービスの宣誓に関する条例施行規則をここに公布する。

令和3年3月26日

草津市長 橋 川 渉

草津市規則第20号

職員のサービスの宣誓に関する条例施行規則

(趣旨)

- 第1条 この規則は、職員のサービスの宣誓に関する条例（昭和29年草津市条例第7号）第2条の規定に基づき、サービスの宣誓に関し必要な事項を定めるものとする。

(サービスの宣誓)

- 第2条 新たに職員となった者は、別記様式による宣誓書を任命権者に提出しなければならない。

- 2 前項の規定による宣誓書の提出は、職員がその職務に従事する前にするものとする。ただし、天災その他任命権者が定める理由がある場合において、職員が同項の規定による宣誓書の提出をしないでその職務に従事したときは、その理由がやんだ後速やかにすれば足りる。

(その他)

- 第3条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、任命権者が別に定める。

付 則

この規則は、令和3年4月1日から施行する。

別記様式（第2条第1項関係）

宣 誓 書

私は、ここに主権が国民に存することを認める日本国憲法を尊重し、かつ、擁護することを固く誓います。

私は、地方自治の本旨を体ずるとともに、公務を民主的かつ能率的に運営すべき責務を深く自覚し、全体の奉仕者として誠実かつ公正に職務を執行することを固く誓います。

年 月 日

氏 名

(令和3年3月26日揭示済み)

草津市子どものための教育・保育給付に係る利用者負担額に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和3年3月26日

草津市長 橋川 渉

草津市規則第21号

草津市子どものための教育・保育給付に係る利用者負担額に関する規則の一部を改正する規則
草津市子どものための教育・保育給付に係る利用者負担額に関する規則（平成27年草津市規則第45号）の一部を次のように改正する。

第9条第2項に次のただし書を加える。

ただし、前項第4号に該当する場合で、市長がその必要がないと認めるときは、この限りでない。

別表第1および別表第2中「支援給付受給世帯」の次に「または児童福祉法第6条の4に規定する里親である保護者」を加える。

付則

この規則は、公布の日から施行し、この規則による改正後の草津市子どものための教育・保育給付に係る利用者負担額に関する規則第9条の規定は、令和3年2月1日から適用する。

(令和3年3月26日揭示済み)

草津市公平委員会委員の服務の宣誓に関する条例施行規則をここに公布する。

令和3年3月26日

草津市長 橋川 渉

草津市規則第22号

草津市公平委員会委員の服務の宣誓に関する条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、草津市公平委員会委員の服務の宣誓に関する条例（昭和40年草津市条例第45号）第2条の規定に基づき、服務の宣誓に関し必要な事項を定めるものとする。

(服務の宣誓)

第2条 新たに委員となった者は、別記様式による宣誓書を市長に提出しなければならない。

2 前項の規定による宣誓書の提出は、委員がその職務に従事する前にするものとする。ただし、天災その他市長が定める理由がある場合において、委員が同項の規定による宣誓書の提出をしないでその職務に従事したときは、その理由がやんだ後速やかにすれば足りる。

(その他)

第3条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

付則

この規則は、令和3年4月1日から施行する。

別記様式（第2条第1項関係）

宣誓書
私は、ここに主権が国民に存することを認める日本国憲法を尊重し、かつ、擁護することを固く誓います。
私は、地方自治の本旨を体するとともに、公務を民主的かつ能率的に運営すべき責務を深く自覚し、全体の奉仕者として誠実かつ公正に職務を執行することを固く誓います。
年 月 日

氏名

(令和3年3月26日揭示済み)

草津市会計年度任用職員の給与および費用弁償に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和3年3月30日

草津市長 橋川 渉

草津市規則第23号

草津市会計年度任用職員の給与および費用弁償に関する規則の一部を改正する規則

草津市会計年度任用職員の給与および費用弁償に関する規則（令和2年草津市規則第19号）の一部を次のように改正する。

第9条第3項中「100分の130」を「100分の127.5」に改める。

付則

この規則は、令和3年4月1日から施行する。

(令和3年3月30日揭示済み)

草津市職員等の旅費に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和3年3月30日

草津市長 橋川 渉

草津市規則第24号

草津市職員等の旅費に関する規則の一部を改正する規則

草津市職員等の旅費に関する規則（昭和54年草津市規則第28号）の一部を次のように改正する。

第6条第1項中「東京都、」を「東京都の特別区のある地域ならびに」に、「第11条の3第2項第1号」を「第11条の3第2項第1号から第5号まで」に、「甲地（以下「甲地」という。）」を「地域手当の級地（以下「特定級地」という。）」に改め、同条第2項中「甲地」を「地域で、地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の19第1項に規定する指定都市のうち、特定級地」に改める。

付 則

この規則は、令和3年4月1日から施行する。

（令和3年3月30日揭示済み）

草津市長期優良住宅の普及の促進に関する法律施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和3年3月30日

草津市長 橋川 渉

草津市規則第25号

草津市長期優良住宅の普及の促進に関する法律施行細則の一部を改正する規則

草津市長期優良住宅の普及の促進に関する法律施行細則（平成21年草津市規則第35号）の一部を次のように改正する。

第3条第2項第2号中「第30条第8項」を「第35条第8項」に改める。

別記様式第2号の2中「㊟」および「（認定等申請時と同じ印を押印すること）」を削る。

別記様式第4号中「印」を削る。

別記様式第5号中「印」および「㊟」を削る。

別記様式第6号中「印」を削る。

付 則

この規則は、令和3年4月1日から施行する。

（令和3年3月30日揭示済み）

草津市高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和3年3月30日

草津市長 橋川 渉

草津市規則第26号

草津市高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行細則の一部を改正する規則

草津市高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行細則（平成19年草津市規則第10号）の一部を次のように改正する。

第5条第2項第2号中「第30条第8項」を「第35条第8項」に改める。

別記様式第1号および別記様式第3号中「印」を削る。

別記様式第5号中「草津市長 様」を「草津市長 宛」に改める。

別記様式第6号中「草津市長 様」を「草津市長 宛」に、「氏名 印」を「氏名 」に改める。

別記様式第7号中「草津市長 様」を「草津市長 宛」に、「認定事業者等 印」を「認定事業者等 」に改める。

別記様式第10号中「草津市長 様」を「草津市長 宛」に、「建築主等 印」を「建築主等 」に改める。

別記様式第11号中「草津市長 様」を「草津市長 宛」に、「建築主等 印」を「建築主等 」に改める。

付 則

この規則は、令和3年4月1日から施行する。

（令和3年3月30日揭示済み）

草津市税外収入金の督促、延滞金の徴収および滞納処分に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和3年3月31日

草津市長 橋川 渉

草津市規則第27号

草津市税外収入金の督促、延滞金の徴収および滞納処分に関する条例施行規則の一部を改正する規則

草津市税外収入金の督促、延滞金の徴収および滞納処分に関する条例施行規則（平成21年草津市規則第49号）の一部を次のように改正する。

別表税外収入金の種類の欄中「生活保護法第78条に規定する徴収金」を「生活保護法第63条に規定する返還金および同法第78条に規定する徴収金」に改める。

付 則

この規則は、公布の日から施行する。

(令和3年3月31日揭示済み)

草津市事務分掌規則等の一部を改正する規則をここに公布する。

令和3年3月31日

草津市長 橋川 渉

草津市規則第28号

草津市事務分掌規則等の一部を改正する規則（草津市事務分掌規則の一部改正）

第1条 草津市事務分掌規則（平成4年草津市規則第9号）の一部を次のように改正する。

第2条 総合政策部の項中「特別定額給付金推進室」を削り、「情報政策係」を「デジタル推進係」に改める。

第3条の表総合政策部の部中

	隣保館 人権センター
--	------------

」を

人権政策課	隣保館
	人権センター

」に

改め、同表まちづくり協働部の部中

まちづくり協働課	まちづくりセンター
	地域まちづくりセンター

」を

まちづくり協働課	まちづくりセンター
	地域まちづくりセンター
	市民総合交流センター
	市民総合交流センター自転車自動車駐車場

」に

改める。

第6条総合政策部の表企画調整課の項中第14号を削り、第15号を第14号とし、第16号から第22号までを1号ずつ繰り上げ、第23号の前に次の1号を加える。

(2) 特別定額給付金に関すること。

第6条総合政策部の表特別定額給付金推進室の項を削り、同表男女共同参画課の項第5号中「副部長」を「専門理事」に、同表経営戦略課の項第5号中「行政システム改革」を「行政経営改革」に、同条まちづくり協働部の表まちづくり協働課の項第17号中「（仮称）市民総合交流センター」を「市民総合交流センターおよび市民総合交流センター自転車自動車駐車場」に改め、同表市民課の項第20号中「通知カードおよび」を削り、同条環境経済部の表環境政策課の項第17号を削り、第18号を第17号とし、第19号を第18号とし、第20号を第19号とし、同条健康福祉部の表健康福祉政策課の項中第10号を削り、第11号を第10号とし、第12号を第11号とし、第13号を第12号とし、第14号を削り、同条子ども未来部の表子ども・若者政策課の項中第11号を第12号とし、第4号から第10号までを1号ずつ繰り下げ、第3号中「子ども・若者育成支援計画」を「子ども・若者計画」に改め、同号を第4号とし、第2号の次に次の1号を加える。

(3) 子ども・若者育成支援制度の総合的な推進に関すること。

第6条子ども未来部の表幼児課の項中第14号を第15号とし、第13号の次に次の1号を加える。

(14) 担当する副部長所管事務に係る所属の連絡調整に関すること。

第6条都市計画部の表都市計画課の項第26号中「担当する」を「部内および担当する」に改め、同表都市再生課の項第2号中「中心市街地活性化基本計画事業」を「都市構造再編集集中支援事業およびまちなかウォークアブル推進事業」に改め、同表交通政策課の項中第10号を削り、第11号を第10号とし、第12号から第16号までを1号ずつ繰り上げ、同表建設部の表プール整備事業推進室の項第4号中「副部長」を「理事」に改め、同表住宅課の項第7号中「の償還」を削る。

第2条 草津市事務分掌規則の一部を次のように改正する。

第3条の表総務部の部を削り、同表まちづくり協働部の部まちづくり協働課の項中「まちづくりセンター」を削る。

第6条総務部の表総務課の項第40号を削り、第41号を第40号とし、第42号から第50号までを1号ずつ繰り上げる。

第3条 草津市事務分掌規則の一部を次のように改正する。

第2条総合政策部の項中「男女共同参画課 男女共同参画係」を削る。

第3条の表総合政策部の部中危機管理課の項の次に次のように加える。

	男女共同参画センター
--	------------

第3条の表子ども未来部の部中

「

子ども・若者政策課	児童育成クラブ
-----------	---------

」を

「

子ども・若者政策課	児童育成クラブ
子育て相談センター	子育て支援拠点施設

」に

改める。

第6条総合政策部の表男女共同参画課の項を削る。

(草津市会計管理者の補助組織に関する規則の一部改正)

第4条 草津市会計管理者の補助組織に関する規則(昭和40年草津市規則第15号)の一部を次のように改正する。

第3条中「主査」を「その他の職員」に改める。(草津市職員の給与に関する規則の一部改正)

第5条 草津市職員の給与に関する規則(昭和40年草津市規則第12号の2)の一部を次のように改正する。

別表第1 市長の部局の部中

「

室長、課長、参事、保健師長、隣保館長、人権センター所長、クリーンセンター所長、さわやか保健センター所長、発達支援センター所長、保育所長、園長
課長補佐、副参事、副保健師長、保育所副所長、副園長

」を

「

室長(新型コロナウイルスワクチン対策室長を除く。)、課長、参事、保健師長、所長(福祉事務所長を除く。)、館長、園長
室長補佐、課長補佐、副参事、所長補佐、館長補佐、副保健師長、副所長、副園長

」に

改め、同表教育委員会の部局の部中

「

課長、図書館長、参事、教育集会所館長、草津宿街道交流館長、園長
課長補佐、副参事、図書館副館長、南草津図書館長、草津宿街道交流館副館長、史跡草津宿本陣館長、副園長

」を

「

室長、課長、参事、所長、図書館長、草津宿街道交流館長、園長
室長補佐、課長補佐、副参事、所長補佐、館長補佐、図書館副館長、南草津図書館長、草津宿街道交流館副館長、史跡草津宿本陣館長、副園長

」に

改める。

(草津市職員の初任給、昇格、昇給等に関する規則の一部改正)

第6条 草津市職員の初任給、昇格、昇給等に関する規則（昭和40年草津市規則第18号）の一部を次のように改正する。

別表第1級別職務表1一般行政職給料表級別職務表を次のように改める。

1 一般行政職給料表級別職務表

職務の級	職務の名称
7級	政策監、技監、部長、理事、専門理事、危機管理監、法令遵守監、福祉事務所長、議会事務局長、上下水道部長、教育部長、副部長、教育部副部長、新型コロナウイルスワクチン対策室長、会計管理者、主監、議会事務局次長、監査委員事務局長、農業委員会事務局長の職務
6級	課長、参事、館長、室長（新型コロナウイルスワクチン対策室長を除く。）、所長（福祉事務所長を除く。)
5級	課長補佐、副参事、館長補佐、室長補佐、所長補佐、草津宿街道交流館副館長、史跡草津宿本陣館長、図書館副館長、南草津図書館長の職務
4級	係長、副係長、専門員、南草津図書館副館長の職務
3級	主査の職務
2級	主任の職務
1級	主事、栄養士の職務

別表第1級別職務表2医療職給料表6級の項中「さわやか保健センター所長」を「室長、所長」に改め、同表5級の項中「副参事」の右に「、室長補佐、所長補佐」を加える。

（草津市職員の特殊勤務手当に関する条例施行規則の一部改正）

第7条 草津市職員の特殊勤務手当に関する条例施行規則（昭和62年草津市規則第8号）の一部を次のように改正する。

第4条中「施設は」の右に「、男女共同参画センター」を加える。

（草津市出納員規則の一部改正）

第8条 草津市出納員規則（平成6年草津市規則第14号）の一部を次のように改正する。

別表第1総合政策部特別定額給付金推進室の項を削り、同表中

「

総合政策部男女共同参画課	課長
--------------	----

」を

「

男女共同参画センター	所長
------------	----

」に

改める。

（草津市男女共同参画審議会規則の一部改正）

第9条 草津市男女共同参画審議会規則（平成21年草津市規則第2号）の一部を次のように改正する。

第5条中「、総合政策部男女共同参画課」を「、男女共同参画センター」に改める。

（草津市要保護児童対策地域協議会運営規則の一部改正）

第10条 草津市要保護児童対策地域協議会運営規則（平成25年草津市規則第34号）の一部を次のように改正する。

別表第2第4号中「草津市総合政策部男女共同参画課」を「草津市立男女共同参画センター」に改める。

付 則

（施行期日）

1 この規則は、令和3年4月1日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和3年5月1日から、第3条および第7条から第10条までの規定は、令和3年5月6日（次項において「施行日」という。）から施行する。

（経過措置）

2 施行日の前日において、男女共同参画課の課長および課長補佐の職に命じられている職員または当該課に勤務を命じられている職員は、別に辞令の発せられない限り、施行日をもって男女共同参画センターの所長および所長補佐の職を命じられ、または当該施設に勤務を命じられたものとする。

（令和3年3月31日揭示済み）

草津市医療費特別助成条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和3年3月31日

草津市長 橋川 渉

草津市規則第29号

草津市医療費特別助成条例施行規則の一部を改正する規則

草津市医療費特別助成条例施行規則（昭和53年草津市規則第44号）の一部を次のように改正する。

第13条中「滋賀県国民健康保険団体連合会」の右に「および社会保険診療報酬支払基金」を加える。

別記様式第2号その1中「㊟」および「○ご本人が署名する場合は、印鑑は不要です。」を削る。

別記様式第3号中「印」を削る。

付 則

この規則は、令和3年4月1日から施行する。

(令和3年3月31日揭示済み)

草津市老人福祉医療費特別助成条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和3年3月31日

草津市長 橋川 渉

草津市規則第30号

草津市老人福祉医療費特別助成条例施行規則の一部を改正する規則

草津市老人福祉医療費特別助成条例施行規則（昭和58年草津市規則第7号）の一部を次のように改正する。

第12条中「滋賀県国民健康保険団体連合会」の右に「および社会保険診療報酬支払基金」を加える。

別記様式第2号中「㊟」および「○ご本人が署名する場合は、印鑑は不要です。」を削る。

別記様式第3号中「印」を削る。

付 則

この規則は、令和3年4月1日から施行する。

(令和3年3月31日揭示済み)

児童福祉法第56条の規定に基づく負担金徴収規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和3年3月31日

草津市長 橋川 渉

草津市規則第31号

児童福祉法第56条の規定に基づく負担金徴収規則の一部を改正する規則

児童福祉法第56条の規定に基づく負担金徴収規則（昭和62年草津市規則第26号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項中「、市長が次条の規定により階層区分の認定をしたうえで、別表に定める基準に従い、決定」を「、児童福祉法による児童入所施設措置費等国庫負担金について（平成11年4月30日付厚生省発児第86号厚生事務次官通知）第5徴収金基準額に定める基準により、市長が階層区分の認定をしたうえで、決定」に改め、同条第2項中「別表第2または別表第4」を「別表第1または別表第2」に改める。

第4条中「階層区分」を「前条第1項の階層区分」に、「前年の所得税額および前年度の市町村民税額の合計額」を「当該年度分の市町村民税額の合計額（4月から6月までの間に同項の負担金の額を決定する場合は、前年度の市町村民税額の合計額）」に改める。

第5条中「、第3条」を「、第2条」に改める。

別表を削る。

付 則

この規則は、公布の日から施行する。

(令和3年3月31日揭示済み)

草津市印鑑の登録および証明に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和3年3月31日

草津市長 橋川 渉

草津市規則第32号

草津市印鑑の登録および証明に関する条例施行規則の一部を改正する規則

草津市印鑑の登録および証明に関する条例施行規則

(昭和54年草津市規則第15号)の一部を次のように改正する。

第5条を削り、第6条を第5条とし、第7条から第11条までを1条ずつ繰り上げる。

別記様式第1号を次のように改める。

別記様式第1号(第7条第1項第1号関係)

印鑑登録申請書

登録する印鑑	登録を受ける人	住所	草津市			
		氏名				
		生年月日	年	月	日生	性別

上記のとおり印鑑の登録を申請します。

年 月 日
草津市長 宛

申請人	本人	住所				
	代理	氏名				
		生年月日	年	月	日生	
		月 日				

注1 本人が自ら申請する場合は、官公署の発行する免許証等で写真を貼付したものまたは保証書のあるものを持参した方に限り、即日登録ができます。

2 代理人により申請する場合は、委任の旨を証する書面を添付してください、また本人の意思確認のため、即日登録できません。

処理欄	本人確認	交付	照会	交付	作基
	照合	照会書送付	年 月 日	回答書交付	年 月 日

受領	印鑑登録証登録番号				
	受領日	年 月 日	氏名		

別記様式第2号中「(第8条第1項第2号関係)」を「(第7条第1項第2号関係)」に、「草津市長様」を「草津市長 宛」に改め、「㊟」を削る。

別記様式第3号中「(第8条第1項第3号関係)」を「(第7条第1項第3号関係)」に、「草津市長様」を「草津市長 宛」に改め、「㊟」を削る。

別記様式第4号中「(第8条第1項第4号関係)」を「(第7条第1項第4号関係)」に、「草津市長様」を「草津市長 宛」に改め、「㊟」を削る。

別記様式第5号中「(第8条第1項第5号関係)」を「(第7条第1項第5号関係)」に、「草津市長様」を「草津市長 宛」に改め、「㊟」を削る。

別記様式第6号中「(第8条第1項第6号関係)」を「(第7条第1項第6号関係)」に、「草津市長様」を「草津市長 宛」に改め、「㊟」を削る。

別記様式第7号中「(第8条第1項第7号関係)」を「(第7条第1項第7号関係)」に改め、「㊟」お

よび「(手書き以外は押印が必要です。)」を削る。

別記様式第8号中「(第8条第2項第1号関係)」を「(第7条第2項第1号関係)」に、「草津市長様」を「草津市長 宛」に改める。

別記様式第9号中「(第8条第2項第2号関係)」を「(第7条第2項第2号関係)」に、

「

回 答 書 ・ 受 領 書

照会のありました印鑑登録の申請は、私の意思に基づくことに相違ありません。

号の印鑑登録証を受領しました。

草津市長 様 年 月 日

(申請者) 登録する印鑑

住 所 氏名

(代理人) 住 所 氏名

代 理 人 選 任 届 出 書

(代理人) 私は、左記の者を代理人として、この度、次の権限を委任しましたので、お届けします。

住 所 氏名

生年月日 年 月 日 回答書の提出および印鑑登録証の受領

(委任者) 登録する印鑑

住 所 氏名

草津市長 様 年 月 日生

※代理人選任届出書は、委任者が直接に記入して代理人に渡してください。

」を

「

回 答 書

照会のありました印鑑登録の申請は、私の意思に基づくことに相違ありません。

草津市長 宛 年 月 日

(申請者) 登録する印鑑

住 所 氏名

代 理 人 選 任 届 出 書

(代理人) 私は、左記の者を代理人として、この度、次の権限を委任しましたので、お届けします。

住 所 氏名

生年月日 年 月 日 回答書の提出および印鑑登録証の受領

(委任者) 登録する印鑑

住 所 氏名

草津市長 宛 年 月 日生

※代理人選任届出書は、委任者が直接に記入して代理人に渡してください。

」に

改める。

別記様式第10号中「(第8条第2項第3号関係)」を「(第7条第2項第3号関係)」に、「草津市長

様」を「草津市長 宛」に改める。

別記様式第11号中「(第8条第2項第4号関係)」を「(第7条第2項第4号関係)」に改める。

別記様式第12号中「(第8条第2項第5号関係)」を「(第7条第2項第5号関係)」に改める。

別記様式第13号中「(第8条第2項第6号関係)」を「(第7条第2項第6号関係)」に改める。

別記様式第14号中「(第8条第2項第7号関係)」を「(第7条第2項第7号関係)」に改める。

付 則

(施行期日)

- 1 この規則は、令和3年4月1日から施行する。
(様式に関する経過措置)
- 2 この規則の施行の際現にある改正前の草津市印鑑の登録および証明に関する条例施行規則に規定する様式による用紙は、当分の間、所要の調整を加えて使用することができる。

(令和3年3月31日揭示済み)

草津市建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和3年4月1日

草津市長 橋 川 渉

草津市規則第47号

草津市建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行細則の一部を改正する規則

草津市建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行細則(平成28年草津市規則第25号)の一部を次のように改正する。

第2条各号列記以外の部分中「ほか、次に掲げるとおりとする」を削り、同条各号を削る。

第10条第1項第1号中「法第30条第1項第1号」を「法第35条第1項第1号」に改め、同項第2号および第3号を削り、同項第4号を同項第2号とし、同項第5号を同項第3号とし、同条第2項中「法第30条第3項」を「法第35条第3項」に改める。

第11条(見出しを含む。)中「法第30条第3項」を「法第35条第3項」に、「法第31条第2項」を「法第

36条第2項」に改める。

第12条中「法第30条第1項」を「法第35条第1項」に、「法第31条第2項」を「法第36条第2項」に、「法第36条第2項」を「法第41条第2項」に改める。

第13条第1項中「法第32条」を「法第37条」に、「建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第32条の規定に基づく報告書」を「建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第37条の規定に基づく報告書」に改め、同条第2項中「法第38条」を「法第43条」に、「建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第38条の規定に基づく報告書」を「建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第43条の規定に基づく報告書」に改める。

第14条第1項中「法第34条」を「法第39条」に改め、同条第2項中「法第37条」を「法第42条」に改める。

別記様式第1号中「申請者の氏名または名称印」を「申請者の氏名または名称」に、「設計者氏名 印」を「設計者氏名」に改め、同様式注3を削り、同様式注4を同様式注3とし、同様式注5を同様式注4とする。

別記様式第3号中「報告者の氏名または名称印」を「報告者の氏名または名称」に改め、同様式注3を削り、同様式注4を同様式注3とする。

別記様式第4号中「申出者の氏名または名称印」を「申出者の氏名または名称」に改め、同様式注3を削り、同様式注4を同様式注3とし、同様式注5を同様式注4とする。

別記様式第5号中「報告者の氏名または名称印」を「報告者の氏名または名称」に改め、同様式注3を削り、同様式注4を同様式注3とし、同様式注5を同様式注4とする。

別記様式第6号中「報告者の氏名または名称印」を「報告者の氏名または名称」に改め、同様式注3を削り、同様式注4を同様式注3とし、同様式注5を同様式注4とする。

別記様式第7号中「申出者の氏名または名称印」を「申出者の氏名または名称」に改め、同様式注3を削り、同様式注4を同様式注3とし、同様式注5を同様式注4とする。

別記様式第9号中「建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第30条第3項」を「建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第35条第3項」に、「第31条第2項」を「第36条第2項」に、「第30条第

3項」を「第35条第3項」に改める。

別記様式第10号中

「建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律」第30条第1項
 第31条第2項において準用する第30条第1項
 第36条第2項」を
 「建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律」第35条第1項
 第36条第2項において準用する第35条第1項
 第41条第2項」に

改める。

別記様式第11号中「建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第32条の規定に基づく報告書」を「建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第37条の規定に基づく報告書」に、「認定建築主の氏名または名称 印」を「認定建築主の氏名または名称」に、「建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第32条」を「建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第37条」に改め、同様式注3を削り、同様式注4を同様式注3とする。

別記様式第12号中「建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第38条の規定に基づく報告書」を「建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第43条の規定に基づく報告書」に、「申請者の氏名または名称 印」を「申請者の氏名または名称」に、「建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第38条」を「建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第43条」に改め、同様式注3を削り、同様式注4を同様式注3とする。

別記様式第13号中「建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第34条第1項」を「建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第39条第1項」に改め、同様式注1中「法第30条第4項」を「法第35条第4項」に改める。

別記様式第14号中「建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第37条」を「建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第42条」に改める。

別記様式第15号中「申請者の氏名または名称 印」を「申請者の氏名または名称」に、「設計者氏名 印」を「設計者氏名」に改め、同様式注3を削り、同様式注4を同様式注3とする。

別記様式第17号中「認定建築主の氏名または名称

印」を「認定建築主の氏名または名称」に改め、同様式注3を削り、同様式注4を同様式注3とする。

別記様式第17号中「認定建築主の氏名または名称 印」を「認定建築主の氏名または名称」に改め、同様式注3を次のように改める。

3 4および5については、法第35条第4項において準用する建築基準法第18条第3項の規定により所管行政庁が確認済証の交付を受けた場合に記入してください。

別記様式第18号中注4を削り、同様式注5を同様式注4とする。

別記様式第19号中「認定建築主の氏名または名称 印」を「認定建築主の氏名または名称」に改め、「㊦」を削り、同様式注3を削り、同様式注4を同様式注3とする。

付 則

(施行期日)

- 1 この規則は、令和3年4月1日から施行する。
(様式に関する経過措置)
- 2 この規則の施行の際現にあるこの規則による改正前の草津市建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行細則の様式による用紙は、当分の間、所要の調整を加えて、これを使用することができる。

(令和3年4月1日揭示済み)

草津市廃棄物の適正処理および再利用ならびに環境美化に関する条例施行規則および草津市浄化槽清掃業の許可に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和3年4月1日

草津市長 橋 川 涉

草津市規則第48号

草津市廃棄物の適正処理および再利用ならびに環境美化に関する条例施行規則および草津市浄化槽清掃業の許可に関する規則の一部を改正する規則

(草津市廃棄物の適正処理および再利用ならびに環

境美化に関する条例施行規則の一部改正)

第1条 草津市廃棄物の適正処理および再利用ならびに環境美化に関する条例施行規則（平成8年草津市規則第27号）の一部を次のように改正する。

第7条第1項第4号を削り、同項第5号を同項第4号とし、同項第6号から第8号までを1号ずつ繰り上げる。

別記様式第2号、別記様式第3号および別記様式第6号から別記様式第8号までの規定中「㊦」を削る。

別記様式第12号中「印」を削る。

別記様式第12号の2中「㊦」を削る。

（草津市浄化槽清掃業の許可に関する規則の一部改正）

第2条 草津市浄化槽清掃業の許可に関する規則（平成31年草津市規則第24号）の一部を次のように改正する。

別記様式第1号中「草津市長 様」を「草津市長宛」に改め、「㊦」を削り、

- 「
- 5 申請者（申請者が法人である場合には、その代表者）の印鑑証明書
 - 6 従業員名簿
 - 7 営業所の構造図および付近の見取図
 - 8 その他市長が必要と認める書類

」を

- 「
- 5 従業員名簿
 - 6 営業所の構造図および付近の見取図
 - 7 その他市長が必要と認める書類

」に

改める。

別記様式第5号中「草津市長 様」を「草津市長宛」に改め、「㊦」を削る。

別記様式第6号中「草津市長 様」を「草津市長宛」に改め、「㊦」を削る。

別記様式第7号中「草津市長 様」を「草津市長宛」に改め、「㊦」を削る。

別記様式第10号中「草津市長 様」を「草津市長宛」に改め、「㊦」を削る。

付 則

この規則は、令和3年4月1日から施行する。

（令和3年4月1日揭示済み）

草津市病児・病後児保育の実施に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和3年4月1日

草津市長 橋 川 渉

草津市規則第49号

草津市病児・病後児保育の実施に関する規則の一部を改正する規則

草津市病児・病後児保育の実施に関する規則（平成21年草津市規則第37号）の一部を次のように改正する。

第8条中「、実施施設の長の同意を得たうえで」および「を経由して市長」を削る。

第9条第1項中「市長」を「実施施設の長」に、「速やかに利用の可否を決定し、草津市病児・病後児保育利用承諾（不承諾）通知書」を「、利用の承諾または不承諾を草津市病児・病後児保育利用承諾（不承諾）通知書」に改める。

第9条第2項中「、市長」を「、実施施設の長」に改める。

第10条各号列記以外の部分中「市長は」を「実施施設の長は、市長と協議したうえで」に改める。

第11条中「その家族等」を「保護者が依頼した者」に改める。

別記様式第2号から別記様式第4号までの規定中「草津市長」を「実施施設長」に改める。

付 則

この規則は、令和3年4月1日から施行する。

（令和3年4月1日揭示済み）

訓 令

草津市建築計画概要書等の閲覧に関する規程の一部を改正する訓令をここに公表する。

令和3年3月19日

草津市長 橋 川 渉

草津市訓令第2号

草津市建築計画概要書等の閲覧に関する規程
草津市建築計画概要書等の閲覧に関する規程（平成

域下水道維持管理費負担金および行政区域外流出負担金」を加える。

第2条 草津市事務決裁規程の一部を次のように改正する。

別表(2)個別決裁事項総合政策部の表中「男女共同参画課」を「男女共同参画センター」に改める。

付 則

この訓令は、令和3年4月1日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和3年5月6日から施行する。

(令和3年3月30日揭示済み)

告 示

草津市告示第64号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項の規定に基づき、介護扶助のため介護を担当する機関として次のものを指定したので、同法第55条の3第1号の規定により告示する。

令和3年3月16日

草津市長 橋 川 涉